

平成26年 No.18

○東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

改正理由

留学生センター及び保健管理センターに係る業務について訂正変更をするため、必要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年3月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第15号

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：留学生センター及び保健管理センターに係る業務について訂正変更をするため、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、<u>留学生支援</u>、<u>健康支援</u>その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生支援の現状を把握すること。</p> <p>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</p> <p>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</p> <p>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>第4条～第9条 [省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成26年4月1日から施行する。</u></p> | <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、<u>留学支援</u>、<u>健康相談</u>その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生支援の現状を把握すること。</p> <p>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</p> <p>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</p> <p>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>第4条～第9条 [省略]</p> |